

長崎県告示第397号

長崎県特別栽培農作物認証制度実施要綱を次のように定める。

平成14年3月26日

長崎県特別栽培農産物認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県内で生産される特別栽培農産物の認証制度について定め、特別栽培農産物の適正な評価と適正な表示を図り、一般消費者の選択に資するとともに、長崎県内の特別栽培農産物の産地育成に寄与するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 特別栽培農産物 化学的に合成された除草剤、殺菌剤及び殺虫剤の使用回数(成分回数)及び化学肥料の使用量(窒素分量)を慣行栽培における2分の1以下に抑えて栽培された長崎県内で生産される野菜及び果実並びに穀類、豆類等(加工品を除く。)であって別表第1に定めるものをいう。

(2) 認証 特別栽培農産物の生産方法が別表第2に定める特別栽培農産物認証制度に係る認証の基準(以下「認証基準」という。)に適合すること又はその生産方法が認証基準に適合する玄米を用いた精米であることを、認証機関が認め証することをいう。

(認証の対象)

第3条 認証機関は、特別栽培農産物を生産する生産行程管理者及び特別栽培農産物として栽培された米を精米する精米生産行程管理者を認証するものとする。

(認証機関の認定の申請)

第4条 認証機関の認定を受けようとするものは、知事が別に定める手続きに従い、知事に認定の申請をするものとする。

2 知事は、前項の規定による認定の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、認証機関として認定するものとする。

(1) 長崎県の区域内に事務所を有すること。

(2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第17条の6の規程において準用する同法第16条第2項の規定に基づき、登録認定機関として登録された機関であること。

(3) その他知事が別に定める基準に適合すること。

(認定の更新等)

第5条 認証機関の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

2 前条の規定は、前項の更新について準用する。

(業務規定)

第6条 認証機関は、特別栽培農産物の認証に関する特別栽培農作物認証業務規程（以下「業務規程」という。）を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（秘密保持義務等）

第7条 認証機関の役員若しくはその職員又はこれらの者であった者は、認証の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（帳簿の記載）

第8条 認証機関は、別に定めるところにより、認証について記録するための帳簿を備え、認証に関する申請書類、検査報告書等とともに、これを当該認証を行った日から5年間保存するものとする。

（知事に対する報告）

第9条 認証機関は、認証を行ったときは、別に定めるところにより、その旨を知事に報告するものとする。

（認証機関の検査等）

第10条 知事は、認証が公正に行われるように、認証機関を検査し、指導できるものとする。

（認証機関の認定の取り消し）

第11条 知事は、認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

（1）第4条第2項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

（2）第6条の認可を受けた業務規定によらないで認証を行ったとき。

（3）不正な手段により第4条第2項の認定を受けたとき。

（4）前条の規定に基づく検査の結果、不適正の事項が認められたとき。

2 知事は、前項の規定による認定の取り消しに当たって、認証機関に重大な故意又は過失があると認められる場合は、取り消しの日から1年間は当該機関の認定を行わないものとする。

（認証の申請）

第12条 特別栽培農産物の認証を受けようとする者又は特別栽培農産物の認証を受けた玄米を用いた精米の認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）は、原則として、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律110号）第4条第3項の規程による認定農業者であることを要件とする。ただし、知事が特に認めた者については、この限りではない。

2 認証申請者は、認証機関が定める業務規定により、認証機関に認証申請するものとする。

3 認証機関は、前項の申請内容が認証基準に適合すると認めるとき又は前項の申請内容が適当であると認めるときは遅滞なく認証するものとする。

4 認証機関は、第2項の申請内容が認証基準に適合しないと判断するとき又は第2項の申請内容が適当でないと認めるときは、遅滞なくその理由を付して認証申請者に通知するものとする。

(認証の表示等)

第13条 認証機関は、前条第3項の規定により認証した特別栽培農産物に係る生産者(以下「生産者」という。)又は精米に係る精米業者(以下「精米業者」という。)に、認証シールを交付するものとする。

2 前項の規定により認証シールの交付を受けた生産者又は精米業者は、自ら管理する認証を受けた農産物又は精米に認証シールを貼り付けることにより表示を行うものとする。

3 認証シールの表示方法及び規格等については、知事が別に定めるものとする。

(生産者等の役割)

第14条 生産者及び精米業者は、地域との連携協力を努めるとともに、適正な生産、精米、出荷及び販売に努めるものとする。

2 生産者及び精米業者は、農産物に関する情報を消費者、販売業者、流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めるものとする。

(栽培責任者等の配置)

第15条 生産者は、栽培責任者及び確認責任者を、精米業者は、精米責任者及び精米確認者をそれぞれ置くものとする。

2 栽培責任者は、生産者が行う生産、出荷、販売、品質管理及び認証シールの使用等を適正に行うよう指導するとともに、生産ほ場等の管理状況等の現地確認を行うものとする。

3 確認責任者は、栽培の管理方法を調査し、その管理等に係る記録内容を確認するとともに、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものとする。

4 精米責任者は、精米業者が精米、出荷、販売、品質管理及び認証票の使用等を適正に行うように指導するとともに、精米状況等の現地確認を行うものとする。

5 精米確認者は、精米の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認するとともに、精米責任者による精米について必要に応じ指導を行うものとする。

(販売業者等の役割)

第16条 販売業者及び流通業者は、認証を受けた農産物及び精米を適正に流通させるとともに、消費者に対し生産に関する情報を適切に提供するものとする。

2 販売業者及び流通業者は、認証シールを不正に作成し、又は使用してはならない。

3 販売業者及び流通業者は、認証を受けた農産物及び精米の流過程において、特別栽培農産物以外の農産物及び精米が混合したとき、若しくは化学合成された薬剤等の添加又は処理が行われたときは、認証シールの表示を削除するものとする。

(委任規定)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 1、2 については、慣行基準を参照